平成２４年（フ）第３０７号
仙台市青葉区大町２丁目15番24―907号、従前の住所仙台市青葉区作並字元木２番地の３
破産者　高島　良子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７５号
横浜市青葉区千草台48番地22　吉浜第１レジデンス103
破産者　五味　克行
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４７号
岐阜県本巣郡北方町柱本南２丁目99番　グリーンハウスＢ201、開始決定時の住所名古屋市千種区東明町２丁目８番地　三旺ペントハウス東山３号
破産者　寺倉　吉彦
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９４号
愛知県あま市木田折戸９番地１　ハイツ忠雅302号、開始決定時の住所愛知県あま市小路３丁目11番地28
破産者　小林　淳道
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８３号
名古屋市港区善進本町341番地　第５大藤荘103号
破産者　犬飼　貴裕
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
大阪府松原市西野々１丁目10番２―212号
破産者　檜森　利生
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１００２号
京都府八幡市橋本狩尾１―125、開始時の住所堺市南区原山台１丁７番８―502号
破産者　正垣智恵美（旧姓森田）
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目２番16号
破産者　本田　秀昭
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８３号
神戸市兵庫区北逆瀬川町３番28号　202号、開始決定時の住所神戸市東灘区御影中町６丁目４番25―302号
破産者　石井　伸幸
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０６号
神戸市北区大脇台８番１―514号、開始決定時の住所神戸市北区柏尾台13番地の８
破産者　平井　　修
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６９号
神戸市垂水区山手５丁目５番14号
破産者　岡﨑　一登
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３１号
兵庫県西宮市前浜町12番６号
破産者　伏木　政光
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３９号
大阪府池田市新町１番９―405号、前住所兵庫県伊丹市広畑４丁目14番地
破産者　藏本　竜二
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番１―402号、前住所神戸市北区有野町唐櫃575番地の１
破産者　竹田　　功
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番６―401号
破産者　光山力男こと　盧　　泰守
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９８号
大阪府豊中市東豊中町６丁目３番２―105号、前住所大阪府豊中市東豊中町６丁目11番９―103号
破産者　難波　宏延
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０８号
兵庫県姫路市書写289番地３
破産者　ヘアーサロンパッセこと　池田　　強
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７１号
兵庫県赤穂市坂越1695番地９、事業所の所在地兵庫県赤穂市加里屋上町90―17太陽ビル２Ｆ１号
破産者　伸栄土地こと　池田　芳伸
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部